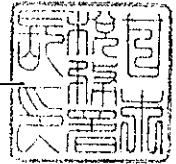


甘 酒 第 1 0 5 6 号
令和 4 年 1 0 月 1 2 日

福岡市中央区薬院四丁目 1 3 番 6 2 - 5 0 1 号
グランドメゾン浄水GCフォレストゲートII
井村 幸男 殿

甘木税務署長 藤原 太



発泡酒製造免許通知書

令和 4 年 5 月 1 2 日付で申請のあった朝倉市秋月字中町 4 7 6 番 1、5 1 8 番 1 「秋月城下町醸造所」（別紙の図面に記載の発泡酒製造場の位置）の発泡酒製造免許については、酒税法第 7 条第 4 項の規定により免許の期限を令和 5 年 3 月 3 1 日限りとし令和 4 年 1 0 月 1 2 日付で免許しましたから、酒税法第 2 1 条の規定により通知します。